

15. 東北学院大学国際学部履修細則

2023年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条及び東北学院大学履修規程（以下「履修規程」という。）第14条の規定に基づき、2023年度東北学院大学（以下「本学」という。）国際学部に入学生から適用する履修等に関し必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる科目区分の単位数について、その全てを修得しなければならない。

区 分		単位数		
TGベーシック	人間的基礎	10	22	
	知的基礎	6		
	課題探究	6		
共通教養科目	人文系	4	12	
	社会系	4		
	自然系	4		
外国語科目	第1類	4		
専門科目	基幹科目	10	64	
	専門外国語科目 第1類	6		
	専門外国語科目 第2類	8		
	第1類（言語と多文化共生）	4		40
	第2類（東アジア研究）	4		
	第3類（グローバルスタディー）	4		
教養教育科目 外国語科目第2類・第3類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目 専門教育科目 他学部・他学科開講科目 協定を締結している他大学開講科目		22		
合 計		124		

(編入学生及び転学部・転学科学生の履修)

第3条 編入学生の履修については、編入学年次と同一学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 履修規程第8条の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、入学年次に46単位まで履修登録することができる。
- 編入学及び転学部・転学科前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生及び転学部・転学科学生単位認定基準に基づいて認定する。

(新入生の既修得単位の認定)

第4条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第5条 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3第1項に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって

与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(事 務)

第6条 この細則に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生及び転学部・転学科単位認定基準（第3条第3項関係）

包括62単位

科 目		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	6	6	0
		課題探究	6	4	2
	共通教養科目	人文系	4	4	0
		社会系	4	4	0
		自然系	4	4	0
外国語科目	第1類	4	4	0	
専門科目	基幹科目	基幹科目	10	2	8
		専門外国語科目第1類	6	6	0
		専門外国語科目第2類	8	0	8
	第1類（言語と多文化共生）	第1類（言語と多文化共生）	40	0	40
		第2類（東アジア研究）			
		第3類（グローバルスタディーズ）			
教養教育科目 外国語科目第2類・第3類 保健体育科目 留学科目 専門教育科目 他学部・他学科開講科目 協定を締結している他大学開講科目		22	22	0	
合 計		124	62	62	

専門外国語科目において選択する外国語については、編入学時から遡って1年以内に取得した公的検定試験の合格証等を提出し、習熟度の確認と履修指導を受けるものとする。